

平成 27 年度 第 3 回 男女平等推進市民会議 会議要録

日 時：平成 27 年 10 月 5 日（月）18:30～20:00

会 場：庁議室

参加者：名取 はにわ会長・斎藤 利之委員・渡邊 恭子委員・甲斐 昭子委員・本田 純委員
栗林 弘委員・師岡 範昭委員・西川 昌彦委員

事務局：生活文化課長・男女共同参画係長・男女共同参画係員

○議題

- (1) 平成 27 年度第 2 回男女平等推進市民会議 会議要録（案）について
- (2) 諮問事項の協議等
- (3) その他

・議題 (1) 平成 27 年度第 2 回男女平等推進市民会議 会議要録（案）について

～異議なし～

・議題 (2) 諮問事項の協議等

(平成 26 年度進捗状況評価答申案について)

会 長：諮問事項の審議として事務局より説明願う。

事 務 局：平成 26 年度進捗状況評価答申案を議題とする。まず、前回会議にて、ワーキンググループごとに重点施策の提言・提案の作成を依頼しており、その部分を新たに加えて答申案を作成した。答申案全体の審議の前に、重点施策の箇所をご確認いただきたい。

会 長：重点施策について、グループごとに説明をしていく。最初に、重点施策 1「人権尊重と男女平等の意識づくりのための事業の推進」について説明する。数値目標の「男女の平等観について」で、男女平等・共同参画に関するアンケートにおいて「社会全体において男女が平等であると感じている人の割合」を平成 28 年度までに 50%にするとしている。平成 25 年度の間目標が 18.0%だったが、アンケートの結果は 10.5%であり、最終目標の 50.0%には程遠い。一方で、参考として記載している 2 つのアンケートの数値に大幅な乖離がある点が気になる。前者では、40%近くが「社会全体において男女が平等である」と感じているが、後者でそう感じている者の割合は 3%以下となる。センター講座参加者は、元来男女共同参画の分野に対する感度が高いということを示しているが、数値にこれだけのばらつきが出たことについての説明が特にされていないため、そのままの評価をしている。可能であれば、調査ごとに異なった数値が出てい

る理由を事務局で分析してほしい。

委員：重点施策2「男女が共にいきいきと働くための環境整備」について説明する。「隼より始めよ」という精神で書かせていただいた。庁内に関しては、進捗状況評価においてA評価を獲得する部署が増えていることもあって、非常に意識が上がってきていると言える。昇給試験を受ける女性の割合が増えれば、市から市民に広がる男女共同参画が生まれるのではないか。そのためには、まず所管課である生活文化課が具体的な策を設定し、各関係課に働きかけをすることが必要である。一方、進捗状況評価に際して各課からの事業の報告文では、「この事業は男女共同参画に関係ない」と読み取れる記載も見られた。ただ、事業の中には、どういう形でも男女共同参画は、必ず生まれているはずであり、そこをどのように見ていくかというところを、生活文化課からアドバイスをしてほしい。また、市内事業所への取組みに当たっては、関係3課（生活文化課、産業政策課、生涯学習課）で連携して、事業所に働きかけを行ってほしい。市の商業者、農業者、工業者へのアプローチに際しては、特に産業政策課との連携をうまく行ってほしい。市における男女共同参画と、国の施策という男女共同参画の一致が難しいところにあるのではないか。そこを生活文化課で明確な形で打ち出していただくと、それが事業所にも広がっていく。

委員：重点施策3「市役所内部での女性参画の推進」について説明する。今年度の庁内の女性管理職の割合は、課長級以上で計画終期目標の3分の1、係長職でも4分の3にとどまっている。既に6年計画の4年が経過しているが、依然として、目標数値には遠い状況にある。しかし、平成26年度は管理職や女性職員に対する研修を実施するなどしており、具体的に取り組んだことは評価する。このような具体的な取り組みは継続することが大切である。庁内職員をロールモデルとして座談会を実施するなど、身近なところからもできる取り組みはある。柔軟に取り組み方法を検討し、規模の大小にかかわらず具体的な取り組みを続けていくことを期待する。また、平成27年8月に女性の職業・生活における活躍の推進に関する法律が成立し、その中で特定事業主について女性が活躍するための計画を策定することが定められた。市も庁内の女性参画にかかわる状況把握と課題抽出をし、抽出された課題を解決するための効果的な計画に取り組み、計画を積極的に推進していくこととしてほしい。

会長：それでは、答申案の審議に入る。

～文言修正等について検討～

会長：今後のスケジュールについて説明願う。

事務局：今回、議論いただいた内容を反映した修正案を送付する。何か気付いた点があ

れば10月13日までに事務局に連絡してほしい。その後に、改めて委員のみなさまに確認していただき、了承が取れば、会長、副会長と日程調整をした上で、10月の最終週を目途に答申を行う。

・議題(3) 諮問事項の協議等

(次期計画策定に向けて)

事務局：次期計画の策定について説明する。28年度当初にアンケート調査を実施し、その結果を反映させながら、29年度までに時期計画を策定する。そのため、アンケート調査の内容を今年度中に決めなければならない。事務局で、過去に行ったアンケートや、他市のアンケート等を参考に、アンケート調査の仕様、調査項目の案を作成している。案がまとまったところで、参考資料として委員のみなさまにお渡しし、市民会議としての意見を頂戴したい。現行の第2次男女平等推進プランの計画期間は23年度から28年度の6年間であるが、次期計画の計画期間については、国及び都、また、市の色々な計画との整合性が図れたものとするべく、次回の会議でご相談したい。

会長：来年度のアンケートを行う際に、センターのパンフレットや、「ときめき」を同封して発送してみてもどうか。アンケートのみを発送して回答してもらうのと、同封した資料を見ていただいた上で回答してもらうのでは、随分差がある。アンケートとともに周知を行えるよう仕組みでほしい。

(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」について)

事務局：市町村は、国及び都の方針を受けた、市内の女性の活躍に関する推進計画の策定が努力義務とされている。事務局の現時点での考え方としては、次期計画の中に、この法律の趣旨、方針等を踏まえて盛り込める部分は盛り込んでいく。ここは、生活文化課の所管として取り組んでまいりたい。市民会議でも議論を頂戴して、準備を進めたい。また、地方公共団体には、来年の平成28年4月1日には、特定事業主行動計画の策定が義務づけられている。女性の活躍状況の把握、分析、それから行動計画の職員周知、行動計画の公表、取り組みの実施状況の公表等が義務規定となっている。

会長：この法律は珍しい法律であり、特定事業主と国の機関についての所掌は内閣府の男女共同参画局、一般事業主のほうは厚生労働省の雇用均等・児童家庭局というような扱いになる。庁内の女性の活躍を推進することについては、一見職員課の所管となるように思えるが、実際は生活文化課もある意味で、所管課となるのではないかという気がするので、ぜひよろしくお願ひしたい。

○次回会議

12月ないし1月の中旬(日程調整)